

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	21-関東173- 3
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月22日
【会社名】	三菱UFJ信託銀行株式会社
【英訳名】	Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 岡内欣也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
【電話番号】	03(3212)1211(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部総務グループ グループマネージャー 城山浩志
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
【電話番号】	03(3212)1211(大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部総務グループ グループマネージャー 城山浩志
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【今回の募集金額】	第8回無担保社債(劣後特約付) 20,000百万円
【発行登録書の内容】	

提出日	平成21年10月5日
効力発生日	平成21年10月13日
有効期限	平成23年10月12日
発行登録番号	21-関東173
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 500,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
21-関東173- 1	平成22年2月24日	300億円	-	-
21-関東173- 2	平成22年6月2日	300億円	-	-
実績合計額(円)		600億円 (600億円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)にもとづき算出しております。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 440,000百万円

(440,000百万円)

(注)残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)にもとづき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注)当社には企業内容等の開示に関する内閣府令第22条第2項で定義する「主要な支店」が存在しないことから、当社支店での発行登録書および発行登録追補書類の写しの縦覧は行いません。

第一部	証券情報	1
第 1	募集要項	1
1	新規発行社債(短期社債を除く。)	1
2	社債の引受け及び社債管理の委託	5
(1)	社債の引受け	5
(2)	社債管理の委託	5
3	新規発行による手取金の使途	5
(1)	新規発行による手取金の額	5
(2)	手取金の使途	5
第 2	売出要項	6
第 3	第三者割当の場合の特記事項	7
第 4	その他の記載事項	8
第二部	公開買付けに関する情報	9
第三部	参照情報	10
第 1	参照書類	10
1	有価証券報告書及びその添付書類	10
第 2	参照書類の補完情報	11
第 3	参照書類を縦覧に供している場所	12
第四部	保証会社等の情報	13

# 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

### 1 【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	三菱UFJ信託銀行株式会社第8回無担保社債(劣後特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	20,000百万円
各社債の金額(円)	1億円
発行価額の総額(円)	20,000百万円
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	年1.92%
利払日	毎年4月28日および10月28日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、平成23年4月28日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月28日および10月28日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。ただし、別記「(注)4 劣後特約」第1号ないし第4号に定める劣後特約に抵触していない場合であって、償還期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該未償還元金について、償還期日の翌日から現実の支払がなされた日、または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつける。また、別記「(注)4 劣後特約」第1号ないし第4号に定める劣後特約に抵触する場合であって、停止条件が成就した時点で弁済の提供がなされなかった場合には、停止条件が成就した日の翌日から現実の支払がなされた日、または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつける。</p> <p>(4) 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記「(注)4 劣後特約」に定める劣後特約に従う。</p> <p>(5) 別記「(注)4 劣後特約」第1号ないし第4号に定める劣後特約に抵触していない場合であって、本社債の利息の支払期日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該未払利息について、支払期日の翌日から現実の支払がなされた日、または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつける。また、別記「(注)4 劣後特約」第1号ないし第4号に定める劣後特約に抵触する場合であって、停止条件が成就した時点で弁済の提供がなされなかった場合には、停止条件が成就した日の翌日から現実の支払がなされた日、または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつける。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記「(注)8 元利金の支払」記載のとおり。</p>

償還期限	平成37年10月28日
償還の方法	<p>1 儻還金額 額面100円につき金100円</p> <p>2 儻還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、平成37年10月28日にその総額を償還する。 (2) 儻還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降いつでも金融庁の事前承認を得たうえでこれを行うことができる。 (4) 本社債の償還については、本項のほか、別記「(注)4 劣後特約」に定める劣後特約に従う。</p> <p>3 儻還元金の支払場所 別記「(注)8 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	額面100円につき金100円とし、払込期日に社債の払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成22年10月22日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成22年10月28日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保の種類	本社債には担保および保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	該当事項なし
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし
取得格付	<p>1 発行者が申込により取得する格付 AA - (ダブルAマイナス)</p> <p>2 当該格付を付与した指定格付機関の名称 株式会社日本格付研究所</p> <p>3 当該格付の取得日 平成22年10月22日</p> <p>4 当該格付の取得に際し付されている条件 該当事項なし</p>

#### (注) 1 社債等振替法の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割または併合は行わない。

#### 2 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

#### 3 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 本社債の社債権者は、本社債の元利金の支払につき、期限の利益を喪失させることはできない。
- (2) 本社債の社債権者集会では、会社法第739条に定める決議を行うことができない。

#### 4 劣後特約

##### (1) 破産の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

その破産手続の最後の配当のための配当表(更正された場合は、更正後のもの。)に記載された配当に加うべき債権のうち、本社債にもとづく債権および本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件を付された債権(た

だし、本項第3号を除き本項と同一の条件を付された債権を含む。)または本項第1号ないし第4号に実質的に劣後する条件を付された債権(当社に対する永久劣後債権で、同債権において規定する劣後事由が生じている債権を含む。)を除くすべての債権が、各中間配当、最後の配当および追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。

(2) 会社更生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。

(停止条件)

当社について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本社債にもとづく債権および本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件を付された債権(ただし、本項第3号を除き本項と同一の条件を付された債権を含む。)または本項第1号ないし第4号に実質的に劣後する条件を付された債権(当社に対する永久劣後債権で、同債権において規定する劣後事由が生じている債権を含む。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

(3) 民事再生の場合

本社債の社債要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当社について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生するものとする。ただし、簡易再生および同意再生の場合は除く。

(停止条件)

当社について民事再生計画認可の決定が確定したときにおける民事再生計画に記載された債権のうち、本社債にもとづく債権および本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件を付された債権(ただし、本項第3号を除き本項と同一の条件を付された債権を含む。)または本項第1号ないし第4号に実質的に劣後する条件を付された債権(当社に対する永久劣後債権で、同債権において規定する劣後事由が生じている債権を含む。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

(4) 日本法以外による倒産手続の場合

当社について日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続またはこれに準ずる手続が外国において本項第1号ないし第3号に準じて行われる場合、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本項第1号ないし第3号に記載の条件に準ずる条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。ただし、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生するものとする。

(5) 上位債権者に対する不利益変更の制限

本社債の社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。

(6) 上位債権者

本項において上位債権者とは、当社に対し、本社債および本項第1号ないし第4号と実質的に同じ条件を付された債権(ただし、本項第3号を除き本項と同一の条件を付された債権を含む。)または本項第1号ないし第4号に実質的に劣後する条件を付された債権(当社に対する永久劣後債権で、同債権において規定する劣後事由が生じている債権を含む。)を除く債権を有するすべての者をいう。

(7) 本社債の社債要項に反する支払

本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力が、本項第1号ないし第4号に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部または一部が社債権者に対して支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当社に対して返還するものとする。

(8) 相殺禁止

本社債にもとづく元利金の支払請求権の効力が、本項第1号ないし第4号に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債にもとづく元利金の支払請求権を相殺の対象とすることはできない。

(9) 当社について破産手続が開始された場合、当該破産手続における本社債にもとづく元本および利息の支払請求権の配当の順位は、破産法に規定する劣後の破産債権に後れるものとする。

## 5 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し公告する場合には、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の方法によりこれを行う。

## 6 社債権者集会

(1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。

(2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額の合計額はこれに算入しない。)の10分の1以上にあたる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面(本(注)第1項ただし書にもとづき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券。)を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

(4) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。前各号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

7 発行代理人および支払代理人

別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程にもとづく本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、当社がこれを取り扱う。

8 元利金の支払

本社債の元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程その他の規則に従って支払われる。

9 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の写を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

## 2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

### (1) 【社債の引受け】

引受け人の氏名又は名称	住所	引受け金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目5番2号	10,000	1 引受け人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2 本社債の引受け手数料は額面100円につき金50銭とする。
大和証券キャピタル・マーケッツ 株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	4,400	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	4,000	
日興コーディアル証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	1,000	
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号	600	
計		20,000	

### (2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

## 3 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	105	19,895

### (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額19,895百万円は、有価証券取得および業務運営上の経費支払等の一般運転資金に平成22年度中を目処に充当する予定であります。

## 第2 【売出要項】

該当事項なし

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

#### 第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第5期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

平成22年6月29日関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本発行登録追補書類提出日(平成22年10月22日)までの間において、以下のとおり追加すべき事項が生じております。

なお、本発行登録追補書類には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本発行登録追補書類提出日現在において判断したものであります。

### 15. テロ支援国家との取引に関するリスク

(前略)

さらに、最近、米国において、イランとの経済・金融取引等を制限する新しい法律が制定されました。当該法律や追加の法令に係る動向により、M U F G グループの事業が制約を受ける可能性があります。また、規制に十分対応できていないと米国政府に判断された場合には、何らかの規制上の措置の対象となる可能性があります。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

三菱UFJ信託銀行株式会社 本店  
(東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)

## 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし

## 事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

### 1. 事業内容の概要

当社グループは、親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの下、信託銀行業と金融関連業その他を行っております。

#### 〔信託銀行業〕

当社の本支店においては、金銭信託・年金信託等の信託業務、預金・貸付・内国為替等の銀行業務および不動産売買の媒介・証券代行等のその他併営業務等を行っております。

また、主要な連結子会社のうち、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は国内で、Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation(U.S.A.)(米国三菱UFJ信託銀行株式会社)は米国で、Mitsubishi UFJ Global Custody S.A. (三菱UFJグローバルカストディ)はルクセンブルグ大公国で、それぞれ信託業務および銀行業務を展開しております。

信託銀行業は、当社グループの事業の中核と位置付けられております。

#### 〔金融関連業その他〕

主要な連結子会社のうち、エム・ユー投資顧問株式会社は国内で投資顧問業務を、三菱UFJ不動産販売株式会社は国内で不動産仲介業務を、Mitsubishi UFJ Trust International Limited(三菱UFJトラストインターナショナル株式会社)は英国で証券業務を、それぞれ展開しております。

また、主要な持分法適用関連会社のAberdeen Asset Management PLCは、傘下に資産運用会社を擁する持株会社であります。

## 2. 主要な経営指標等の推移

### (1) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
連結経常収益	百万円	622,881	750,273	720,326	658,496	556,032
うち連結信託報酬	百万円	102,359	128,383	127,299	104,434	91,693
連結経常利益	百万円	224,657	281,595	183,664	58,907	59,874
連結当期純利益	百万円	152,189	207,931	118,049	19,102	66,325
連結純資産額	百万円	1,575,338	1,738,429	1,394,324	1,177,705	1,449,384
連結総資産額	百万円	19,554,907	19,644,958	20,701,464	22,027,339	22,707,238
1株当たり純資産額	円	483.64	516.60	410.30	315.28	395.81
1株当たり 当期純利益金額	円	61.53	69.55	35.90	5.76	19.68
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	円	56.10	61.71	35.03	5.66	19.67
自己資本比率	%	—	8.79	6.65	4.82	5.87
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	13.05	13.20	13.13	12.70	16.02
連結自己資本利益率	%	12.37	13.38	7.74	1.58	5.53
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,231,412	734,684	1,465,082	1,457,571	1,148,575
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,701,587	△932,689	△944,652	△1,492,475	△1,330,046
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△303,692	△179,071	△212,811	29,447	68,085
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	808,233	431,272	726,950	694,777	576,972
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	10,592 [4,250]	10,459 [3,721]	10,832 [4,208]	11,048 [4,137]	11,173 [3,505]
合算信託財産額	百万円	124,710,329	135,664,574	152,290,179	118,985,311	128,533,887

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、有価証券報告書「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、国際統一基準を採用しております。なお、平成17年度は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
6. 連結株価収益率につきましては、株式が非上場であるため、記載しておりません。
7. 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額(職務分担型共同受託方式により受託している信託財産を含む)を合算しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社です。
8. 当社は平成17年10月1日にUFJ信託銀行株式会社と、当社を存続会社として合併し、商号を三菱UFJ信託銀行株式会社に変更いたしました。このため、平成17年度については、平成17年9月30日までが三菱信託銀行株式会社、平成17年10月1日以降は三菱UFJ信託銀行株式会社からなる計数を記載しております。

(2) 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
経常収益	百万円	581,540	709,081	664,325	613,997	514,784
うち信託報酬	百万円	92,221	111,075	113,866	91,796	79,700
経常利益	百万円	216,581	278,360	172,720	50,858	53,230
当期純利益	百万円	147,211	211,642	114,144	16,894	67,250
資本金	百万円	324,279	324,279	324,279	324,279	324,279
発行済株式総数	千株	普通株式 2,890,610 第一回優先株式 1 第二回優先株式 175,300	普通株式 3,277,389 第一回優先株式 1 第二回優先株式 113,200	普通株式 3,277,389 第一回優先株式 1 第二回優先株式 33,700	普通株式 3,369,441 第一回優先株式 1 第二回優先株式 —	普通株式 3,369,441 第一回優先株式 1 第二回優先株式 —
純資産額	百万円	1,535,208	1,687,403	1,337,016	1,031,297	1,301,432
総資産額	百万円	18,687,883	19,243,460	20,135,186	21,465,272	22,250,732
預金残高	百万円	11,889,329	11,764,679	12,219,516	12,966,594	12,512,053
貸出金残高	百万円	10,391,395	9,890,460	9,778,877	10,472,280	10,257,717
有価証券残高	百万円	5,791,091	6,836,277	7,071,844	8,156,605	9,497,383
1株当たり純資産額	円	469.75	504.32	397.60	306.07	386.24
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額)	円 (円)	普通株式 100.35 第一回優先株式 5.30 第二回優先株式 11.50 (普通株式 20.68) 11.50 (普通株式 92.25)	普通株式 64.51 第一回優先株式 5.30 第二回優先株式 11.50 (普通株式 20.68) 11.50 (第一回優先株式 2.65) (第二回優先株式 5.75)	普通株式 19.83 第一回優先株式 5.30 第二回優先株式 11.50 (普通株式 5.24) (第一回優先株式 2.65) (第二回優先株式 5.75)	普通株式 4.29 第一回優先株式 5.30 第二回優先株式 — (普通株式 —) (第一回優先株式 —) (第二回優先株式 —)	普通株式 10.98 第一回優先株式 5.30 (普通株式 2.64) (第一回優先株式 2.65)
1株当たり 当期純利益金額	円	59.49	70.80	34.70	5.10	19.95
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	円	54.26	62.81	33.87	5.01	19.95
自己資本比率	%	—	8.76	6.64	4.80	5.84
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	12.65	12.85	12.87	12.49	16.10
自己資本利益率	%	12.24	13.98	7.69	1.44	5.76
配当性向	%	146.99	98.16	57.13	85.56	55.01
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	7,098 [1,796]	6,928 [1,963]	6,989 [2,094]	7,069 [2,040]	7,144 [1,974]
信託財産額 (含 職務分担型共同 受託財産)	百万円	54,646,471 (101,185,395)	57,110,388 (106,250,513)	60,500,687 (116,976,588)	49,383,521 (101,872,694)	49,971,208 (105,260,668)
信託勘定貸出金残高 (含 職務分担型共同 受託財産)	百万円	350,037 (350,037)	318,762 (318,762)	258,808 (258,808)	199,784 (199,784)	155,335 (155,335)
信託勘定有価証券残高 (含 職務分担型共同 受託財産)	百万円	10,620,125 (49,971,674)	10,309,966 (51,797,506)	9,084,085 (56,653,850)	496,016 (45,726,861)	219,007 (48,250,717)

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、第2期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、第2期から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

4. 第5期中間配当についての取締役会決議は平成21年11月18日に行いました。
5. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下「1株当たり情報」という)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。  
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、有価証券報告書「第5 経理の状況」中、2「(1) 財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
6. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
7. 単体自己資本比率は、第2期から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は、国際統一基準を採用しております。なお、第1期は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。
8. 株価収益率につきましては、株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 信託財産額、信託勘定貸出金残高及び信託勘定有価証券残高には、( )内に職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(「職務分担型共同受託財産」)を含んだ金額を記載しております。
10. 当社は平成17年10月1日にUFJ信託銀行株式会社と、当社を存続会社として合併し、商号を三菱UFJ信託銀行株式会社に変更いたしました。このため、第1期については、平成17年9月30日までが三菱信託銀行株式会社、平成17年10月1日以降は三菱UFJ信託銀行株式会社からなる計数を記載しております。

三菱UFJ信託銀行株式会社  
第60回取締役会議事録（抄本）

1. 日 時 平成22年9月29日  
午前9時28分から午前11時40分  
2. 場 所 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
3. 議 長 取締役会長 上原治也  
4. 出 席 取 締 役 後掲 15名（取締役総数15名）  
5. 出 席 監 査 役 後掲 5名（監査役総数 6名）  
6. 会議の目的事項

決議事項

1. 記載省略
2. 記載省略
3. 記載省略
4. 記載省略
5. 記載省略
6. 記載省略
7. 記載省略
8. 記載省略
9. 劣後特約付無担保普通社債の発行について

和地専務

10. 記載省略

11. 記載省略

12. 記載省略

報告事項 記載省略

7. 議事の経過の要領およびその結果

午前9時28分議長開会を宣し、所定の定足数が充たされている旨告げた後、直ちに議事に入る。

第1号議案 記載省略  
第2号議案 記載省略  
第3号議案 記載省略  
第4号議案 記載省略  
第5号議案 記載省略  
第6号議案 記載省略  
第7号議案 記載省略  
第8号議案 記載省略

第9号議案 劣後特約付無担保普通社債の発行について

和地専務から、平成22年度上期劣後調達実績、劣後調達期前償還等計画および平成22年9月末劣後調達残高について説明があった後、発行総額200億円以下（外貨を含む）として、国内劣後特約付無担保普通社債もしくは劣後・ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムによる海外劣後特約付無担保普通社債、または双方を、別紙13のとおりの内容で発行したい旨、および具体的な発行条件については別紙13の範囲内で経営企画部担当常務役員に一任いただきたい旨提案があり、出席取締役全員の承認を得た。

第10号議案 記載省略

第11号議案 記載省略

第12号議案 記載省略

以上議案全部の審議を終わり、引き続き次のとおり報告があった。

報告事項 記載省略

以上議案全部の審議および報告事項の報告が終わったので、議長は午前11時40分閉会を宣した。

以上会社法第369条第3項および会社法施行規則第101条第3項の規定に基づき、開催日時および場所、議長の氏名、ならびに議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した取締役および監査役が記名押印する。

平成22年9月29日

出席取締役 上原治也

岡内欣也

鈴木祐二

寺岡俊介

結城泰平

若林辰雄

平野義之

和地薰

矢崎晴久

居原健一

川崎隆

三 雲 隆

松 田 通

亀 井 信 重

隆 島 唯 夫

出席監査役 高 橋 正

浅 倉 信 吾

中 田 重 次

福 澤 武

片 山 英 二

上記は取締役会議事録の抄本であります。

平成22年10月19日

三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役社長 岡内 欣也

## 【決議事項】 劣後特約付無担保普通社債の発行に関する件

項目	内容
社債の種別	国内劣後特約付無担保普通社債若しくは劣後・ユーロ・ミディアム・ターム社債の種別 海外劣後特約付無担保普通社債または双方 (以下「劣後債」といい、期限付きの劣後債を以下「期限付劣後債」、 関する特約が付される劣後債を以下「永久劣後債」という)
募集社債の総額 の上限の合計額	200億円(円貨および外貨、外貨の場合は円換算後) ただし、複数回に分割して発行することができる。
各募集社債の金額	随時発行の都度決定
募集社債の利率 に関する事項の 要綱	当社の調達コストベースで以下の金利水準以下。 【円貨変動金利調達の場合】 円LIBOR+3.0%以下 【円貨固定金利調達の場合】 金利スワップ後、上記円貨変動金利調達の発行コストを上回らない水準 【外貨資金調達の場合】 円貨建と同等または有利なコスト ※調達コストとは、社債利息に加え、社債発行に係る諸手数料を含めた金額
募集社債の払込 金額に関する事 項の要綱	額面金額の98%以上
償還期限および 償還の方法	償還期限は5年超30年以下とし、永久劣後債には償還日を付さない。 ただし、買入消却、繰上償還条項及び発行時点において適切と認められる方法

資金使途	一般運転資金
財務上の特約	該当事項なし
担保・保証	担保・保証は付さず、また特に留保する資産はない
特約	<p>① 劣後特約</p> <p>当社に対して破産手続開始の決定または会社更生手続開始の決定若しくは（社債に付する）同意再生を除く）開始の決定（外国法に基づく同様の手続が外国で行われる場合、元利金支払請求権は、当該手続における上位債権の全てが全額の支払を受けることを条件とする条件付債権となり、その停止条件成就のときに元利金支払請求権が付された債権を除くすべての債権をいいます。）</p> <p>ここで「上位債権」とは、本社債に基づく債権および本社債と実質的に同一の債権を有する債権をいいます。）</p> <p>または本社債に劣後する条件が付された債権を除くすべての債権をいいます。</p> <p>② 永久劣後債における利息支払に関する特約</p> <p>利払日直前の当社定時株主総会で承認または報告された計算書類において、当該利払日に支払われるべきであった利息の支払は、その後の定時株主総会まで繰り延べられる。</p>
発行時期	平成22年10月より平成23年3月迄（ただし、平成23年3月中旬に含まれる）
振替制度の適用	発行する全ての国内劣後特約付無担保普通社債は、「社債、株式等の振替制度」による振替制度の適用を受けることとする。

以上の条件の範囲内において、具体的な発行条件（発行金額・発行コスト・償還期限・償還方法等）の決定のほか、社債発行に必要な一切の事項を当該業務担当取締役（経営企画部担当）ととする。

本件に関する取締役会決議は同決議がなされた取締役会以降に開催される定例取締役会（当該取締役会において特段の決議のない場合は、更に次の定例取締役会までその効力は自ら以後も同様とする。なお、最終有効期限は、平成23年3月末日とする。）